

○上越教育大学学章規則

(平成17年3月8日規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、上越教育大学（以下「本学」という。）の学章に関し必要な事項を定める。

(形状)

第2条 本学の学章は、次のとおりとする。



(意匠説明)

第3条 学章は、新構想の教員養成大学として設置された本学の精神的理想を象徴している。

2 学章は、二つの三角形からなり、それぞれの三角形が「真・善・美」、「智・徳・体」を意味し、学生にあつては、友情・協調・信頼を重んじ、理想の教育者を志向する心情を象徴している。

3 前項に規定する内容を踏まえ、本学の所在地が雪国として全国的に知られる新潟県上越市であることから、雪の結晶の六角形で表現したものである。

(細則)

第4条 この規則に定めるもののほか、学章に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。